

給与所得等に係る住民税の特別徴収税額のお知らせ(納税義務者用)の取扱いについて

日本税制研究所 代表理事・税理士 朝長英樹

2015/5/15

地方税法 321 条の4(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)の規定により、市町村は、住民税の特別徴収義務者に対して、給与所得等に係る住民税の特別徴収税額の決定・変更通知書を送っていますが、この通知書には、「(納税義務者用)」と表示されたもの(以下、「納税義務者用通知書」といいます。)が含まれています。

この納税義務者用通知書は従業員に渡さなければならないものなのかという声が聞かれます。

従業員が多数にわたる企業においては、この納税義務者用通知書を交付する作業は、思いの外、手間がかかることになります。

住民税の特別徴収税額は給与から控除しなければなりませんから、給与明細書に記入されることになり、従業員は、自己の住民税の特別徴収税額を給与明細書から知ることができるわけですが、それにもかかわらず、納税義務者用通知書を従業員に交付しなければならないということになると、企業としては、無駄な作業をさせられているのではないかという疑問が生じてくるのも故なしとしないと考えられます。

<参考>

市町村に、「納税義務者用は従業員に渡さなければならないのですか?」という質問をすると、必ず「渡して下さい」という回答が来る、と聞いていますが、筆者も、2か所に「特別徴収税額は給与明細書に明記し、納税者用は従業員から要望があった場合にだけ渡す、ということでは駄目なのですか?」という質問をしてみたところ、やはり同様に「渡してもら必要があります」という回答でした。

まず、地方税法 321 条の4第1項の規定を確認してみましょう。

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

第 321 条の4 市町村は、前条の規定によつて特別徴収の方法によつて個人の市町村民税を徴収しようとする場合においては、当該年度の初日において同条の納税義務者に対して給与の支払をする者(他の市町村内において給与の支払をする者を含む。)のうち所得税法第 183 条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。この場合においては、当該市町村の長は、前条第1項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額又はこれに同条第2項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得以外の所得に係る所得割額(同条第4項に規定する場合にあつては、同項の規定により読み替えて適用される同条第2項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額)を合算した額(以下この節において「給与所得に係る特別徴収税額」という。)を特別徴収の方法によつて徴収する旨を当該特別徴収義務者及びこれを経由して当該納税義務者に通知しなければならない。

この地方税法 321 条の4第1項においては、後段に「当該市町村の長は、(中略)特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(中略)を特別徴収の方法によつて徴収する旨を当該特別徴収義務者及びこれを經由して当該納税義務者に通知しなければならない」と定められています。

すなわち、市町村の長は特別徴収義務者を經由して納税義務者に特別徴収する住民税の額を通知しなければならない、とされているわけです。

この規定は、文字どおり、「市町村の長」に義務を課したものであって、「特別徴収義務者」に義務を課したものではありません。

そもそも、地方税法には、住民税の特別徴収義務者に納税義務者への特別徴収税額等の通知義務を課す規定は、存在しません。

しかし、地方税法 321 条の4第1項後段においては、市町村の長が特別徴収義務者を經由して納税義務者に通知をしなければならないと規定していることから、特別徴収義務者は市町村の長が交付した納税義務者用通知書を従業員に交付する義務があると解釈できるという意見も有り得るものと思われます。

確かに、地方税法 321 条の4第1項後段の規定は、特別徴収義務者が納税義務者に納税義務者用通知書を交付することを予定するものと捉えることができます。

しかしながら、特別徴収義務者に納税義務者への納税義務者用通知書の交付を義務付ける旨の規定が無い以上、当該交付は、せいぜい「期待」に止まり、「義務」とまで解することはできません。

地方税法 321 条の4第1項後段の規定が特別徴収義務者に納税義務者への納税義務者用通知書の交付を義務付けるものと解されないことは、当該規定と次の地方税法 50 条の9(特別徴収票)とを比べて見ても、明らかです。

(特別徴収票)

第 50 条の9 分離課税に係る所得割の特別徴収義務者は、総務省令で定めるところにより、その年において支払の確定した退職手当等について、その退職手当等の支払を受ける者の各人別に特別徴収票2通を作成し、その退職の日以後1月以内に、第 328 条の 14 の特別徴収票とあわせて、1通を市町村長に提出し、他の1通を退職手当等の支払を受ける者に交付しなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

この地方税法 50 条の9の規定は、「特別徴収義務者」が「退職手当等の支払を受ける者」に「特別徴収票」を「交付しなければならない」ということを明確に定めています。

このように、同じ地方税法の中で、特別徴収義務者に書面の交付を義務付けるものとそうでないものがあるわけですから、書面の交付義務に関して両者が同じ解釈になるということは、有り得ないはずです。

すなわち、納税義務者用通知書に関しては、特別徴収義務者は納税義務者に交付することを義務付けられてはいない、と考えられます。

ただし、納税義務者である従業員は、地方税法 321 条の4第1項後段の規定を根拠に、特別徴収義務者である企業に自らの納税義務者用通知書の交付を請求する権利があると解されます。

このため、従業員に納税義務者用通知書を交付しないこととする企業においては、従業員が自らの納税義務者用通知書の

交付を希望する場合には当該従業員に当該納税者用通知書を交付することとし、その旨を従業員に周知しておくのが適当であると考えられます。